

五年	一一五、〇〇	十六年	四二五、〇〇
六年	一四〇、〇〇	十七年	四六〇、〇〇
七年	一六五、〇〇	十八年	四五五、〇〇
八年	一九〇、〇〇	十九年	五三〇、〇〇
九年	二一五、〇〇	二十年	五六五、〇〇
一〇年	二四〇、〇〇	二一年	六〇五、〇〇
十一年	二七〇、〇〇	二二年	六四五、〇〇
十二年	三〇〇、〇〇	二三年	六八五、〇〇
十三年	三三〇、〇〇	二四年	七二五、〇〇
十四年	三六〇、〇〇	二十五年	七六五、〇〇
十五年	三九〇、〇〇	本規定ハ昭和七年十二月二十日より之ヲ實施ス	
五年	一一五、〇〇	十六年	四二五、〇〇
六年	一四〇、〇〇	十七年	四六〇、〇〇
七年	一六五、〇〇	十八年	四五五、〇〇
八年	一九〇、〇〇	十九年	五三〇、〇〇
九年	二一五、〇〇	二十年	五六五、〇〇
一〇年	二四〇、〇〇	二一年	六〇五、〇〇
十一年	二七〇、〇〇	二二年	六四五、〇〇
十二年	三〇〇、〇〇	二三年	六八五、〇〇
十三年	三三〇、〇〇	二四年	七二五、〇〇
十四年	三六〇、〇〇	二十五年	七六五、〇〇
十五年	三九〇、〇〇		

▼神戸富島組船夫の待遇改善闘争▲

争議形態 交渉
交渉回数 九回
争議概要
争議発生 昭和七年四月十三日
解決 昭和七年六月二十七日
争議参加人員 七十三名
所用日數 七日
四年 五年 五年 五年

富島組神戸支店所屬船夫の労働條件は、神戸港内に於ける他船主に比してやゝ恵まれたる條件の下におかれてゐるのであつたが、船夫間に於ける災害及退職の場合はその條件の劣悪なるにかんがみ、これが制定の要望呼ばれて久しく、同年三月二十二日、大阪本社所屬船夫の待遇改善にその端を發して要求されたものであつたが、船夫の産業平和に対する自重と會社側の誠意とによつて、罷業の形態を執らず、單なる交渉によつて他にその類例を見ざる好條件を圖ひ獲つたものである。

四月十三日同社神戸支店支配人森山房次郎氏に提示し

株式会社富島組
神戸支店長 森山房次郎殿

拜啓
貴社所有船夫待遇に関する件

右件に關し先般質大阪本社と大阪海友同志會との間に於て協約されたる船夫の待遇條件は、神戸港内に於ける他の船主に比してやゝ恵まれたる條件の下におかれてゐるのであつたが、船夫間に於ける災害及退職の場合はその條件の劣悪なるにかんがみ、これが制定の要望呼ばれて久しく、同年三月二十二日、大阪本社所屬船夫の待遇改善にその端を發して要求されたものであつたが、船夫の産業平和に対する自重と會社側の誠意とによつて、罷業の形態を執らず、單なる交渉によつて他にその類例を見ざる好條件を圖ひ獲つたものである。

第二條 第一章 総則
本會社船夫並びに其の被雇員ニ對する業務上ノ傷害、疾病、死亡及退職其他特別給與ニ關して、本規則ニ依り扶助ヲ爲ス。
前項ノ扶助ヲ得ケキ者民法ニ依リ其ノ金額ヲ控除ス
受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除ス
第二條 本則ヲ改正又ハ増補セムトスルトキハ像メ神戸海友同志會

神戸市港税通三丁目二六
神戸市海友同志會

会長 赤崎寅藏